

## 中山間地域等直接支払交付金に係る山口県知事特認基準

### 1 特認地域

#### (1) 8法地域外特認地域

- ① 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成25年3月28日付け24統計第1384号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。）で、かつ、次の要件をいずれも満たす旧市町村（昭和25年2月1日現在の市町村をいう。）範囲の地域
  - ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上
  - イ 平成17年から平成22年の人口減少率が3.5%以上で、かつ、人口密度が150人/km<sup>2</sup>未満
- ② 8法地域に隣接する集落のうち、高齢化率が30%以上又は集落内の農家比率85%以上の集落の範囲
- ③ 農林統計上の中山間地域にある旧市町村及び8法地域に隣接する集落で、平成22～26年度に指定された地域及び集落において、引き続き①及び②と同程度の自然的・経済的・社会的条件の不利性があると認められる範囲

#### (2) 8法地域内特認地域

- 8法地域で、かつ、次の要件をいずれも満たす集落又は旧市町村の範囲の地域
- ア 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域であって、かつ架橋されていないこと
  - イ 耕作放棄率（全国平均）と比して、対象地域の耕作放棄率が高いこと
  - ウ 当該地域の生産費等と全国平均の生産費等との差額に0.8を乗じた数値（コスト差）が緩傾斜の単価を上回ること（当該地域において慣行栽培が行われている代表的な作物につき地目ごとに算定する。）

### 2 対象農地

#### (1) 8法地域外特認対象農地

8法地域外特認対象地域の農用地区域内に存在する1ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が田で1/100以上、畑、草地で8度以上である農用地及び小区画・不整形の田

#### (2) 8法地域内特認対象農地

8法地域内特認対象地域の農用地区域内に存在する1ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が1/100未満の田及び8度未満の畑